

## 調査設計等業務委託に係る最低制限価格算定式の改正について

令和6年9月  
下関市上下水道局

### (1) 趣旨

国及び山口県が設計委託に係る調査基準価格等の算定式を改正したことに伴い、上下水道局においても同様に取り扱うため「下関市上下水道局建設工事に関する調査設計等業務委託最低制限価格制度実施要領」の一部を改正するもの。

### (2) 内容

業務区分	＜現行＞		＜改正後＞	
	算定式	上下限值	算定式	上下限值
測量業務	直接測量費 測量調査費 諸経費× <u>4.8/10</u>	設計金額の 6/10～ 8.2/10	直接測量費 測量調査費 <b>諸経費×5/10</b>	変更なし
土木関係の建設 コンサルタント 業務	直接人件費 直接経費 その他原価×9/10 一般管理費× <u>4.8/10</u>	設計金額の 6/10～ <u>8/10</u>	直接人件費 直接経費 その他原価×9/10 <b>一般管理費×5/10</b>	設計金額の 6/10～ <b>8.1/10</b>
地質調査業務	直接調査費 間接調査費×9/10 解析等調査業務費 ×8/10 諸経費× <u>4.8/10</u>	設計金額の 2/3～ 8.5/10	直接調査費 間接調査費×9/10 解析等調査業務費 ×8/10 <b>諸経費×5/10</b>	変更なし
建築関係の建設 コンサルタント 業務	直接人件費 特別経費 技術料等経費×6/10 諸経費×6/10	設計金額の 6/10～ 8/10	変更なし	設計金額の 6/10～ <b>8.1/10</b>
補償関係コンサ ルタント業務	直接人件費 直接経費 その他原価×9/10 一般管理費× <u>4.5/10</u>	設計金額の 6/10～ 8/10	直接人件費 直接経費 その他原価×9/10 <b>一般管理費×5/10</b>	設計金額の 6/10～ <b>8.1/10</b>

※ 改正後の要領は、下関市ホームページの「下関市上下水道局工事入札発注掲示板」-「入札基準等」に掲載していますのでご確認ください。

### (3) 適用日

令和6年10月1日

同日以後に入札公告及び指名通知等を行うものから適用する。